

桂坂 さくら自治会規約集

1. 桂坂さくら自治会会則 (P1～)
2. 桂坂さくら自治会館使用細則 (P9～)
3. 自治会館修繕積立金規程 (P12～)
4. 細谷公園愛護協力会会則 (P14～)
5. 防災行動計画 (P16～)

保 存 版

平成30年4月1日現在

桂坂さくら自治会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本自治会の名称は、桂坂さくら自治会（以下「本会」という）と称する。

(事務所所在地)

第2条 本会の事務所は、桂坂さくら自治会館（京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目1番地346）に置く。

(目 的)

第3条 本会は相互信頼と互助の精神をもって、会員間の協調と親睦を図り、地域社会の発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前項の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の整備および福利厚生に関すること
- (2) 青少年の育成および体育、文化の振興に関すること
- (3) 保健衛生に関すること
- (4) 防犯、防火防災、交通安全等に関すること
- (5) 会員の弔事に関すること
- (6) 市政および社会福祉事業に関すること
- (7) 前各号の目的を達成するために、桂坂学区自治連合会に加入することができる。
- (8) その他本会の目的達成に必要なこと

第2章 会員と組織

(会 員)

第5条 会員は、峰ヶ堂町2丁目1番地（18区画）、同4番地（19区画）、同8番地（13区画）、同9番地（20区画）、同24番地（17区画）、同25番地（19区画）、同26番地（7区画）、同27番地（6区画）、同29番地（25区画）、および御陵細谷1-242（一部）、同1-243番地の（17区画）、以上の地区161区画に居住する者とする。

(会員の資格)

第6条 会員の資格は、前条で定められた地区に入居したときに始まり、転居したときに終わる。加入単位は「1住戸1会員」とする。

- 2 「1住戸1会員」は、その家族で構成される。

(組 織)

第7条 本会を次のように分ける。

- (1) 全体を、1区1班～5班、2区1班～4班に分ける。
- (2) 班の区分・区域は別表第1のとおりとする。

(役員)

第8条 会員の中から次の役員を置く。

- | | | | |
|----------|----|------|----|
| (1) 会長 | 1名 | | |
| (3) 副会長 | 2名 | | |
| (4) 事務局 | 4名 | 事務局長 | 1名 |
| | | 会計 | 1名 |
| | | 庶務 | 1名 |
| | | 総務 | 1名 |
| (4) 会計監査 | 1名 | | |
| (5) 班長 | 各班 | | |

(顧問・相談役)

第9条 必要に応じて、前期役員もしくは会員の中から若干の顧問・相談役を置くことができる。

顧問・相談役は、役員会または各種会合、行事等において出席し、意見陳述等を行うことができる。

また、特別委員会等においては、特別顧問を置くことができる。

(運営委員会)

第10条 本会の円滑な運営のために次の運営委員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 体育委員 | 若干名 |
| (2) 文化広報委員 | 若干名 |
| (3) 交通委員 | 若干名 |
| (4) 環境保健委員 | 若干名 |
| (5) 防火防災委員 | 若干名 |
| (6) 子供委員 | 若干名 |
| (7) 少年補導委員 | 若干名 |

(役員等の任務)

第11条 役員等の任務は次のとおりとする。(会長、副会長、事務局を本会の三役と称する)

- | | |
|---------|--|
| (1) 会長 | 本会を代表し、会の業務を統括する。市政協力委員その他各種団体の職務を兼務する。 |
| (2) 副会長 | 会長を補佐し、会長が不在のときは職務を代行する。 |
| (3) 事務局 | |
| 事務局長 | 本会の各種会合行事等の総合まとめ役とする。会合等の議事進行役、役員会の開催通達、緊急会合のとりまとめ、年間スケジュールの管理等本会を円滑に運営する窓口役を担う。 |
| 会計 | 本会の金銭出納会計事務を担当する。各種行事の会計報告を行う。 |
| 庶務 | 本会の庶務事項を担当し、各種会合の議事録、年間予定計画表を作成・管理する。また自治会館における役員会等の準備を行う。自治会館の備品の管理をする。 |
| 総務 | 地域住民の諸問題等を対応する窓口とする。役員等が行う行事の運営・管理を行う。 |

- (4) 会計監査 本会の会計・財産目録を監査する。
- (5) 班 長 本班の現状を把握し、入退居があれば速やかに庶務に届け、会費等の徴収、書類の配布・回覧、その他各戸宛に連絡事項を行う。本班で弔事に関することが発生した場合は、速やかに会長に届け出る。本班の次期役員・運営委員の選出も行う。
- (6) 体育委員 健康増進のために、体育の振興を担当する。
- (7) 文化広報委員 文化向上のための行事および自治会行事等の周知と広報を担当する。
- (8) 交通委員 交通安全に関することを担当する。
- (9) 環境保健委員 市からの保健衛生に関する通知事項を速やかに会員に連絡するとともに、地区の美化や衛生管理を担当する。自治会の清掃スケジュール、クリーンデーの日程決定等の運営・管理を行う。
- (10) 防火防災委員 町の安全維持のための防犯・防災を担当する。
- (11) 子供委員 子供の健全育成のための活動を担当する。
- (12) 少年補導委員 少年補導に関する活動を担当する。団体組織との連帯活動を主とする。

(役員・会計監査役および運営委員の選出方法)

第12条 本会の役員・会計監査役および運営委員は次により選出する。

- (1) 次期役員は、原則として各班から1名を輪番制で選出し、役職は互選により決定し、総会で承認を得るものとする。
- (2) 次期会計監査役は前期会計が担当するものとする。
- (3) 班長は各班1名とし、原則として輪番制とする。班長は運営委員を兼務するものとする。
- (4) 役員・運営委員の立候補は、第1号に優先して決定し、総会の承認を得るものとする。
- (5) 役職の互選で問題が生じた場合は、現三役が代行して指揮を行うことができる。

(役員・会計監査役および運営委員の任期)

第13条 本会の役員・会計監査役および運営委員の任期は次による。

- (1) 班長・運営委員の任期は、定時総会より次期定時総会までの1年とし、再任を妨げない。
- (2) 役員は、定時総会より次期定時総会までの1年とし、再任を妨げない。ただし、役員は継続任期は最長5年とする。
- (3) 会計監査役の任期は、定時総会より次期定時総会までの1年とする。

第3章 会 議

(総 会)

第14条 総会は最高の決定機関であって、年1回定時（4月）に開催する。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、出席者の中から選出する。

(総会の成立と決議)

第16条 総会は会員（各住戸の代表）の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席人数の過半数をもって決定する。ただし、総会に出席できない者は、その決議に従う旨の委任状を提出するものとし、委任状はこれをもって出席者とみなす。
なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(総会の決議事項)

第17条 総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 会則等規程の制定および変更
- (5) その他本自治会に必要な重要事項

(臨時総会)

第18条 臨時総会は会長が必要に応じて招集することができる。

(班長会)

第19条 班長会は総会に次ぐ議決機関であつて、総会から次期総会に至る間において、緊急を要する重要事項および総会から付託された事項を総会に代わって審議決定する。
なお、班長会は役員と班長で構成する。

- 2 班長会は、役員2分の1以上または運営委員会の要請があつたとき、もしくは運営委員会において決定することが適当でない重要事項が発生したとき会長が招集する。

(運営委員会)

第20条 運営委員会は役員と運営委員で構成し、役員会または運営委員会で企画された日常業務の具体化について検討し、実行に移す機関とする。
運営委員会は定期および臨時運営委員会とし、定期運営委員会は隔月に1回（原則として奇数月）開催する。
臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき招集する。

(役員会)

第21条 役員会は役員（会計監査役を除く）で構成し、本会の執行機関であつて本会の目的に沿って日常業務を企画立案し、これを執行する。また、役員会は会長が招集する。

(合同会議)

第22条 第19条、第20条、第21条に定める各会議のほか、会長が第9条に定める顧問・相談役を含めた会議として行うことが必要であると認めたときは、これを合同会議として会長が招集する。

第4章 会 計

(会計の種類および収支)

第23条 本会の会計を一般会計と特別会計に分ける。

- (1) 一般会計は、会費・臨時会費・寄付金とその他の収入をもってこれに充て、本会の事業達成のための予算によって運用する。
- (2) 特別会計とは、役員会・運営委員会で特別に必要と認められ、総会において決議された事項を予算によって運用する。

(会 費)

第24条 本会の会費は、1会員（1住戸）あたり別表第2に定める額を前期（徴収期日5月10日）・後期（徴収期日10月10日）とまとめて班長が徴収し、会計に納入する。途中入居者の初回会費は、入居月の翌月分からとする。

- 2 前項の別表第2に掲げる会費の「月額」を改定するときは、総会の決議を経なければならない。
- 3 臨時会費は、全会員の3分の2以上の同意により徴収することができる。

(不返還の原則)

第25条 会費・臨時会費等の既収納金は原則として返還しない。

(慶弔その他)

第26条 慶弔金を次のとおり定める。

- (1) 会員の死亡については、樁1対および金1万円をお供えする。
- (2) 家族の希望があれば葬儀の手伝いをする。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費の保管および会計帳簿)

第28条 徴収済の会費は、金融機関に預け入れるものとする。

本会の会計を明らかにするために、現金出納簿・会費徴収台帳等を備え、会計がこれを管理する。

(会計監査)

第29条 会計監査は、毎年1回会計年度終了後に行うものとし、監査事項は次のとおりとする。

- (1) 一般会計収支に関する決算書類
 - (2) 特別会計収支に関する決算書類
 - (3) 事業報告
 - (4) 財産目録
 - (5) その他必要書類
- 2 役員会は総会の議を経た決算報告書を、すべての会員に公表しなければならない。

第5章 雑 則

(役員等の引継)

第30条 役員、運営委員の引継ぎは書面をもって行う。

(細則の設定)

第31条 会長は、この会則に定めのない事項については、総会決議を経て、自治会の運営に必要な細則を定めることができる。

(自治会館修繕積立金の支出 第23条第2号関係)

第32条 特別会計「自治会館修繕積立金」の支出については、災害復旧等緊急やむを得ない場合は、合同会議に諮り、執行することができる。ただし、総会において報告の義務を負う。

付 則

- 1 本会則は、平成8年4月1日より実施する。
- 2 本会則は、平成15年4月6日より改定実施する。
- 3 本会則は、平成20年4月6日より改定実施する。
- 4 本会則は、平成23年4月4日より改定実施する。
- 5 本会則は、平成25年4月7日より改定実施する。
- 6 本会則は、平成26年4月6日より改定実施する。
- 7 本会則は、平成29年4月2日より改定実施する。

別表第2

本会の会費（第24条関係）

会費	1 会員(1 住戸) 1 ヶ月の額	収納 単位	前期分(期首～9月分) 収納期日5月10日迄	後期分(10月分～期末 分) 収納期日10月10日迄
	¥500円		¥3,000円	¥3,000円
			一括年払い (収納期日5月10日まで) ¥6,000円	

桂坂さくら自治会館使用細則

(総則)

第1条 桂坂さくら自治会（以下本会という）に対し、京都市から本建物を含む施設一式が無償貸与されたことを受けて、その施設の管理運用の適正を図るとともに、桂坂さくら自治会会則（以下会則という）第3条に定める目的の増進に資するため、会則第31条の規定によりこの細則を定める。

(名称および所在地)

第2条 自治会館の名称は、「桂坂さくら自治会館」（以下会館という）と称し、京都市西京区御陵峰ヶ堂町2丁目1番地346に置く。

(使用目的)

第3条 会館の使用目的は、本会の活動を円滑に遂行するとともに、会員の親睦と融和並びに生活環境などの向上増進を図るために使用することを目的とする。

(使用範囲)

第4条 会館は、次の各号に定めるものに使用できるものとする。

- (1) 会則第3章に定める会議
- (2) 会則第31条に基づいて設置される委員会・役員会等の会合
- (3) 本会が主催する催事等の準備および準備作業
- (4) 本会の会員主体による学校関係（PTA等）の会合
- (5) 本会の会員主体による生活環境の改善向上に関わる会合
- (6) 本会の会員主体による各種団体との会合
- (7) 本会の三役が合議のうえ承諾した会合

(使用制限)

第5条 会館は次の各号に掲げる事項については使用してはならない。

- (1) 政治、宗教等の活動（個人活動も含む）並びにこれらに類する団体の活動
- (2) 会員およびその家族の葬儀・告別式
ただし、回向法要等は可とする。
- (3) 前条に基づく使用許可内容と異なる使用
- (4) 営利を目的とした会合、もしくは類似行為

(使用制限の緩和特例)

第6条 会館の使用において次の各号に定める事項は前条に関わらず、会員の申請に基づいて、会則第19条に定める班長会に諮り、本会の三役が許可したときは、使用できるものとする。

- (1) 会員が被災し、住宅が使用できない等特別な事情がある場合、10日を限度として使用できるものとする。

- (2) 前条第2号に定める制限で、会員が被災し住宅が使用できない等特別な事情がある場合、前号に準ずるものとする。
- (3) 前2号の使用許可申請については、第9条第2項は適用しない。

(使用順位)

第7条 会館の使用順位は次のとおりとする。

- (1) 第4条に掲げる各号を使用順位とする。
- (2) 第6条の場合においては、前号に示す順位の限りではない。

(使用時間帯)

第8条 会館の使用時間は、原則として午前9時から午後10時までとする。ただし、第6条についてはこの限りではない。

(使用申込)

- 第9条 会館の使用希望者は、本会所定の使用申請書に必要事項を記入の上、会長または担当委員（担当委員とは第12条第2項に定める者をいう）に提出する。
- 2 使用申請書の提出は、使用希望日の7日前までに行い、使用許可を受けなければならない。
 - 3 第4条第1号、第2号、第3号については、前項は適用しない。ただし、届出をしなければならないものとする。

(使用申込審査)

第10条 会長または担当委員は、前条の規定により使用申請書が提出されたときは、本会の三役に諮り、第4条の使用範囲において適否を審査するものとする。

(使用料金)

- 第11条 会館使用料は、使用目的、会館維持費、管理事務費、その他必要経費等を勘案して役員会で定め、会員に公示するとともに、總會において報告義務を負うものとする。
- 2 前項の使用料金は、別表1に示すとおりとする。

(会館の維持等)

- 第12条 会館の維持管理に必要な経費は、本会の会費並びに会館の使用料をもってこれに充てるものとする。
- 2 会長は、会館の機能保持、維持管理の徹底と円滑な運用を図るため、役員の中から会館担当委員（以下担当委員という）を選任することができる。また、担当委員の代理として管理人を置くことができる。
 - 3 前項に定める担当委員の選任は、会員に対し公示しなければならない。

(担当委員の選任および任務)

第13条 担当委員の選任は次の各号による。

- (1) 担当委員の選任は、本会の三役が行い、任期は本会役員の任期に準ずる。
 - (2) 担当委員は、消防法に定める会館の防火管理者とする。(委員が未資格の場合は、資格を取得することとする)
- 2 担当委員は、第9条に定める「使用申請書」・「同許可書」および会館の施設管理記録簿等の保管義務を負うものとする。

(管理人の選任)

第14条 第12条第2項に基づき管理人の選任は、前条第1項を準用する。

(会館使用者の遵守事項)

第15条 会館の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 什器、備品は自治会の財産であり、大切に使用すること
- (2) 使用後の後始末、戸締り等は、使用責任者が責任をもって実施すること
- (3) 使用責任者は、使用後速やかに担当委員もしくは管理人に立会いを求め、点検を受けた後、鍵の返却を行うこと
- (4) 会館を無断で改造したり、釘などを打ったりしないこと
- (5) 会館の什器備品を汚損させた場合は、担当委員もしくは管理人に報告し、立会いを求め確認後実費弁済の義務を負うものとする。

(本細則の改廃)

第16条 本細則の解釈の疑義は、会則第19条、第20条、第21条に定める各役員会議で審議するものとする。

- 2 前項について会長は、会則第22条に定める合同会議に付する必要があると認めるときは、これを付することができる。

(付 則)

- 1 本細則は、平成14年1月21日より実施する。
- 2 本細則は、平成15年4月6日より改定実施する。

別表1

会館使用料金(第11条第2項関係)

単位:円

項 目	1時間 当たり	諸費用		使用制限時間
		6月～9月・12月～3月		
第4条 第1号～第3号	無料	無料		制限なし
第4条 第4号 第6号	300	100		3時間
第4条 第5号	500	100		3時間
第4条 第7号	1,000	100		3時間
他の自治会等の使用	1,000	100		3時間

自治会館修繕積立金規程

桂坂さくら自治会館（以下自治会館という）は、桂坂さくら自治会（以下自治会という）が使用するために建築された施設であるが京都市所有の公有物件となっている。自治会は市との契約により自治会館の無償貸与を受け、専用権を得て自治会活動に利用している。従って、将来経年劣化および災害等により復旧修繕に要する費用が発生した場合には、応分の負担をしなければならないことが予測されるが、本規程はそのような事態に備えることを主旨としたものである。

（目的）

第1条 自治会は、自治会館の経年劣化および災害等の復旧修繕に備える資金の積立を目的とした修繕積立金（以下積立金という）を会員より徴収する。

（積立金）

第2条 1会員あたり30,000円とする。

（徴収時期および方法）

第3条 積立金の徴収は、次の前期および後期を1期間とし6期に分割して行う。
徴収金額は1期につき5,000円とし、次の期限日までに徴収する。
前期（4月1日から9月30日まで） 前期分 徴収期限日 5月10日
後期（10月1日から3月31日まで） 後期分 徴収期限日 10月10日

（徴収開始時期）

第4条 徴収開始時期は、入居時期により次のとおり取り扱う。
前期(4月1日から9月30日まで)の入居者 同年度の後期分より徴収開始
後期(10月1日から3月31日まで)の入居者 次年度の前期分より徴収開始

（徴収期間中の転居）

第5条 徴収期間中に本自治会外に転居が発生した場合は、残余期間分の徴収は行わない。

（徴収者）

第6条 積立金は、班長が徴収し会計へ納入する。

（不返還の原則）

第7条 徴収した積立金は、理由の如何にかかわらず返還しないものとする。
但し、桂坂さくら自治会会則（以下会則という）第16条により総会の決議を経た場合はこの限りではない。

（特別会計）

第8条 本積立金は、会則第23条第2号に定められた特別会計に属する。

（積立金の運用）

第9条 積立金の運用は、会則第23条第2号の定めにより予算によって運用する。

但し、緊急やむを得ない場合は、会則第 32 条の定めにより執行することができる。

(本規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は、自治会の総会の議を経て行う。

(実 施)

第 11 条 本規程は平成 21 年 4 月 5 日より実施する。

付則 1 平成 16 年 7 月 1 日実施の『(補則)「さくら自治会館」の維持・運営について』は、平成 21 年 4 月 4 日付で廃止する。

細谷公園愛護協力会会則

(名 称)

第1条 本会は、細谷公園愛護協力会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、細谷公園の美化および保全活動を通じて公園愛護思想の高揚を図り、もって公園の適正な維持管理に協力することを目的とする。

(会の構成)

第3条 本会は、さくら自治会会員をもって構成する。

(会の活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 公園の清掃（月1回）、除草作業の主管
- (2) 公園施設等の点検連絡
- (3) 公園の正しい利用の指導
- (4) その他本会の目的達成のために必要な活動

(役 員)

第5条 本会には、次の役員を置く。

会 長	1名	副会長	1名
会 計	1名	委 員	数名

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 委員は、本会の運営に参画する。
- 4 役員は、さくら自治会会員で実施する公園の清掃、除草作業を主導する。

(役員を選出)

第7条 役員は、さくら自治会会員の立候補および推薦並びに自治会役員より選出する。

- 2 会長は、会長は自治会長が兼務する。副会長は自治会副会長が兼務する。
- 3 委員は、立候補および推薦で選出された者および自治会の班長で構成する。

(活動年度)

第8条 本会は、4月1日から翌年3月31日までを1年度として活動する。

(役員の仕事)

第9条 本会役員の仕事は、1活動年度とする。ただし、再任を妨げない。

(会 計)

第10条 本会の会計は単独で行う。

(付 則)

- 1 本会則は、平成 15 年 8 月 3 日より実施する。
- 2 本会則は、平成 16 年 4 月 1 日より改定実施する。
- 3 本会則は、平成 23 年 4 月 4 日より改定実施する。

防災行動計画

1. 目的

京都市内地下に走る活断層（花折断層系、西山断層系、黄檗断層系）は、今活動期にあると言われていています。私たちの居住地は、西山断層系（椋原断層、西山断層、亀岡断層）に囲まれる地域にあり、この断層系が活動すれば相応の被害発生が予測されます。

この計画は、地震による被害を最小限に留めるとともに、復旧までの間、人間らしい生活を営むことができるよう、さくら自主防災部が取るべき行動を計画し、また、大地震に備えて、予め準備しておく事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

さくら自治会の区域内とする。

3. 平常時の防災活動

(1) 役員会議の開催

- ① 自主防災部長は、年度当初に自主防災部役員による役員会議を開催する。
- ② 役員会議では、次の事項について審議を行う。
 - ・自主防災行事の日程および内容並びに自主防災活動に関する年間計画
 - ・さくら自治会館に格納されている防災器材の品目、数量、状態などの確認
 - ・防災器材の購入、補充または更新に関する年間計画
 - ・災害発生時の自主防災活動内容の検討および実践訓練に関する事項
 - ・自主防災活動の記録および住民への広報に関する事項
 - ・その他必要事項

(2) 桂坂学区自主防災会総会および幹事会への出席

(3) 桂坂学区自主防災会が主催するリーダー養成研修会への参加

(4) 桂坂学区総合防災訓練への参加

(5) 大災害発生時の課題の検討

- ① 出火防止対策に関すること
- ② 電気・ガス・水道が停止した場合の対策
- ③ 地震発生時およびその後の被災生活における高齢者世帯などへの援助方策
- ④ さくら自主防災部の本部となる自治会館および防災器材格納に関すること
- ⑤ 震災時のトイレ対策に関すること
- ⑥ 家具の転倒防止対策に関すること
- ⑦ 医療、救急処置、消防、防災、土木、建築、電気、ガスその他災害時に必要となる専門技能を有する住民のリストアップと協力体制の整備
- ⑧ 地震発生時の防災部の行動手順に関するチェックリストの作成に関すること
- ⑨ その他防災部が必要と認めたこと

4. 大地震発生直後の活動

大地震が発生した場合の住民の行動および班長の活動、並びに防災部の活動は次のとおりとする。

(1) 住民の行動手順

- ① 家族などは相互に状況を確認し合う。
- ② 火災が発生していたら、まず消火を試みる。
- ③ 家具などの下敷きになっている家族などを助け出す。
- ④ 応援が必要な場合は、活動しながら大声で助けを求める。
- ⑤ 家屋から脱出に成功したら、大声で隣近所の人々と状況を確認し合う。
- ⑥ 家族などがとりあえず無事であった人は、隣近所で助けを求めている人を応援する。
- ⑦ 応答のない家については、玄関戸をたたいたり、大声で呼びかけたりして積極的に状況を確認する。特にお年寄りだけの家庭などは必ず確認する。
- ⑧ 負傷している人がいる場合は、とりあえず隣近所で助け合って手当てをする。
- ⑨ 隣近所に急を要する救助、消火などの事態がなくなったら、手の空いている人は声を掛け合って、出来るだけ早く自治会館の防災本部に集結し、本部の指示に従って、消火、救助、応急手当、出火防止などの活動に当たる。

(2) 班長の活動

班長は、班の全員が無事であった場合も、消火や救助で応援が必要な場合も、重傷者がいる場合も、とにかく出来るだけ早く自治会館の本部に行って、状況を連絡する。

自治会館に行く途中で、建物の損壊状況や火災・ガス漏れの発生、水道管の破裂などに注意し、異常があればその状況も本部に連絡する。

(3) 自主防災部役員の行動手順と活動

自主防災部役員は、家族などがとりあえず無事であった場合は、出来るだけ早く自治会館に集結し、防災本部を開設する。

防災部長（防災部長に事故があるときは副部長が代行する）は、防災本部を統括し、以下の活動を行う。

- ① 救出や消火の応援
- ② 消火、救助、救急用具などの貸出し
- ③ 消防への通報、連絡および到着した消防隊などへの状況説明
- ④ 報告がない班の状況確認、手伝える人の増強確保
- ⑤ 重傷者がいる隣組の手当ての応援
- ⑥ 運ばれてきた負傷者の手当て
- ⑦ 重傷者の病院への搬送と記録
- ⑧ 避難所の開設および誘導
- ⑨ 避難所生活のリーダーシップ
- ⑩ 全住民の安否状況、所在状況のリストアップ
- ⑪ 地域内外の状況の把握
- ⑫ 京都市・区防災本部との連絡
- ⑬ 自主防災会本部との連絡体制
- ⑭ 収集整理した情報の広報
- ⑮ 各種記録の作成

平成 15 年 12 月 21 日作成

さくら自主防災部役員